

メダン市マツスムⅡ地区におけるミナンカバウ族社会の慣
習法に基づく遺産分割の実施

卒業論文

著者：

HUMA SARAH

168400093



メダン・エリア大学

法学部

メダン

2020年

UNIVERSITAS MEDAN AREA

© Hak Cipta Di Lindungi Undang-Undang

1. Dilarang Mengutip sebagian atau seluruh dokumen ini tanpa mencantumkan sumber
2. Pengutipan hanya untuk keperluan pendidikan, penelitian dan penulisan karya ilmiah
3. Dilarang memperbanyak sebagian atau seluruh karya ini dalam bentuk apapun tanpa izin Universitas Medan Area

Document Accepted 20/5/26

Access From (repositori.uma.ac.id)20/5/26

LEMBAR PENGESAHAN SKRIPSI

JUDUL : PELAKSANAAN PEMBAGIAN HARTA WARISAN
BERDASARKAN HUKUM ADAT PADA
MASYARAKAT SUKU MINANGKABAU DI KOTA
MATSUM H MEDAN

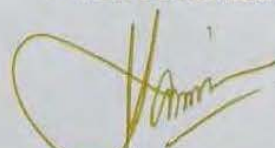
Nama Mahasiswa : HUMA SARAH

NPM : 168400093

DIPERIKSA

DOSEN PEMBIMBING I

DOSEN PEMBIMBING II



ZAINI MUNAWIR S, SH.M.Hum

SRI HIDAYANI, SH.M.Hum

Acc diperbanyak untuk diujikan



DEKAN FAKULTAS HUKUM

Dr. RIZKAN ZULYADI, SH, MH

FAKULTAS HUKUM
UNIVERSITAS MEDAN AREA
MEDAN
2020

Tanggal Lulus : 19 Maret 2020

HALAMAN PERNYATAAN

Nama : HUMA SARAH
NPM : 168400093
Bidang : HUKUM KEPERDATAAN
Judul : **PELAKSANAAN PEMBAGIAN HARTA WARISAN BERDASARKAN HUKUM ADAT PADA MASYARAKAT SUKU MINANGKABAU DI KOTA MATSUM II MEDAN**

Dengan ini menyatakan bahwa skripsi yang berjudul: **“Pelaksanaan Pembagian Harta Warisan Berdasarkan Hukum Adat Pada Masyarakat Suku Minangkabau di Kota Matsum II Medan”** adalah benar karya sendiri dan tidak menjiplak hasil karya orang lain ataupun skripsi ini dibuat oleh orang lain.

Saya bersedia menerima saksi pencabutan Gelar Akademik yang saya peroleh dan sanksi lainnya dengan peraturan yang berlaku, apabila di kemudian hari ditemukan adanya plagiat dalam skripsi ini.

Medan, Maret 2020



HUMA SARAH
NPM. 16.840.0093

要旨

メダン市マツスムⅡ地区におけるミナンカバウ族社会の慣習法に基づく遺産分

割の実施

著者：

HUMA SARAH

168400093

インドネシアには多様な慣習が存在しており、それぞれの慣習の多様性に応じて、その内部で適用される慣習法も異なっている。これは婚姻法の側面および遺産分割法の側面の双方において見られる。その中でも、自らの慣習法を非常に強く保持している民族の一つがミナンカバウ族である。ミナンカバウは、母系制 (matrilineal) による法秩序に基づいて社会が構成されているインドネシアの地域であり、小規模な生活共同体である家族から、最も大きな生活共同体である「ナガリ (nagari)」に至るまで、その秩序が適用されている。このことから、母系による血統要因が社会組織を形成する主要な要因であることが理解できるが、最後に述べたナガリの共同体においては、なお他の結合要因も存在している。本研究において、メダン・アレア郡マツスムⅡ地区は住民の 80% がミナンカバウ族で構成されているため、筆者は当該地域を研究対象として選定した。

本研究における問題設定は、マツスム地区におけるミナンカバウ族慣習社会における遺産分割の実施がどのように行われているのか、また特にメダン市マツスム地区に居住するミナンカバウ族社会において、遺産分割制度の変化を引き起こした要因が何であるかという点である。

本研究で用いた法学研究の方法は、実証的研究および規範的研究であり、その性質は記述的研究である。研究場所はメダン・アレア郡マツスムⅡ地区である。使用したデータは一次データおよび二次データから構成されている。これらのデータは文献研究および現地調査の方法によって収集された。収集されたデータは質的分析によって分析された。

メダン・アレア郡マツスムⅡ地区において筆者が実施した研究結果に基づくところ、実際には 90%の住民が遺産分割においてもはや慣習的相続制度を使用していないことが明らかとなった。その理由は、住民がイスラム相続法に基づく遺産分割をより選択しているためであり、イスラム法による遺産分割はクルアーンにおいて明確に規定されているからである。また、この遺産分割制度の変化を引き起こした要因として、移住先において夫婦共同の生計活動によって得られた財産を有するミナンカバウ族社会の移動が挙げられ、その結果、ミナンカバウ族社会はイスラム法の規定に基づく遺産分割を選択する傾向にある。

キーワード：遺産財産、慣習法、ミナンカバウ族。

ABSTRACT

IMPLEMENTATION OF HERITAGE ASSOCIATION BASED ON INDIGENOUS LAW IN MINANGKABAU TRIBE COMMUNITIES IN MATSUM CITY II OF MEDAN

By:

HUMA SARAH

168400093

Indonesia has a variety of customs, in each of the diversity of customs that are owned it is also different from the customary law that applies therein, both in terms of marriage law and also the law in the distribution of inheritance. One of the tribes who strongly upholds customary law is the Minangkabau tribe. Minangkabau is a place in Indonesia where people can meet people who are governed according to the mother's law (matrilineal), starting from a small living environment, from the family, to the very top environment, a "nagari" so that it can be seen that the blood line factor according to the mother's line is a factor that governs the organization of the community, even though in the latter environment mentioned, the nagari still encounters the presence of other binding factors. In this case, Matsum City II, Medan Area Subdistrict has a population of 80% inhabited by the Minang tribe community, the authors are interested in examining the region.

The formulation of the problem in this research is how the implementation of the distribution of inheritance in the Minangkabau tribal community in Matsum City and how the factors that cause changes in the distribution of the inheritance of the Minangkabau tribal community, especially those living in Matsum City, of Medan .

The type of legal research used is empirical and normative which is

descriptive in nature. The location of the study was conducted in the District of Matsum II City, Medan Area District. The data used consists of primary and secondary data. The data is collected by library study and field study methods. The data that has been collected is analyzed qualitatively.

Based on the results of the author's research conducted in the City of Matsum II City, Medan Area District, 90% actually no longer use the customary inheritance system in the distribution of inheritance. That is because the community prefers the distribution of inheritance based on Islamic inheritance law because the distribution of inheritance based on Islamic law is clearly regulated in the Qur'an. The factors causing changes in the inheritance distribution system is due to the migration of the Minangkabau tribe people who have assets based on the results of livelihood with their husbands and wives during overseas so that the Minangkabau tribal people prefer to share the inheritance based on Islamic law.

Keywords: Implementation of the Distribution of Inheritance, Customary Law, Minangkabau.

序文

筆者は、アッラー SWT の御前に賛美と感謝を捧げる。なぜなら、その御加護により、健康と広い思考力という恩恵を筆者に与えてくださったことで、本学術論文である卒業論文を完成させることができたからである。本論文の題目は、「メダン市マツスム地区におけるミナンカバウ族社会の慣習法に基づく遺産分割の実施」である。

本論文は、メダンエリア大学法学部法学科において法学士号を取得するための要件を満たす目的で作成されたものである。筆者が作成した本論文は、メダン市メダン・アレア郡マツスム地区に居住するミナンカバウ族社会における慣習法上の遺産分割について述べたものである。本論文の執筆は、いまだ完全なものとは言い難いため、記述上の誤りがある場合には、筆者はここに深くお詫び申し上げます。

特に、筆者は深い敬意をもって、筆者を出産し育ててくださった実母である故 Rosnita 氏、そして人生における学問の重要性について教えてくださった父 Ali Amran 氏に対し、尽きることのない感謝の意を表す。両親の愛情が今後とも筆者を支え続け、また卒業論文の完成および法学士課程修了に向けて常に支援を与えてくださったこと、さらに本論文完成のために支援と祈りを捧げてくださったすべての方々に、心より感謝申し上げます。

本論文を完成させるにあたり、筆者は多くの方々から指導、助言、助力を賜った。よって、この喜ばしい機会に、筆者は以下の方々に深く感謝の意を表したい。

1. Prof. Dr. Dadan Ramdan, M. Eng, M. Sc メダンエリア大学総長として、
筆者に法学部法学士課程を履修し修了する機会および施設を提供して
くださったことに感謝申し上げます。
2. Dr. Rizkan Zulyadi, SH, MH メダンエリア大学法学部長として、筆者が
同学部の学生となる機会を与えてくださったことに感謝申し上げます。
3. Zaini Munawir, SH, M. Hum メダンエリア大学法学部学務担当副学部長で
あり、また筆者の第 1 指導教員としてご指導くださったことに感謝申
し上げる。
4. Ika Khairunnisa Simanjuntak, SH, MH メダンエリア大学法学部民法学
科長としてご支援くださったことに感謝申し上げます。
5. Sri Hidayani, SH, M. Hum 筆者の第 2 指導教員としてご指導くださった
ことに感謝申し上げます。
6. Marsella, SH, M. Kn 事務局長としてご支援くださったことに感謝申し上
げる。
7. Riswan Munthe, SH, M. H2016 年度夜間課程の学生に対する講師および教
育者としてご指導くださったことに感謝申し上げます。
8. メダンエリア大学法学部の全教職員の皆様に対し、在学中に知識と的見
識を授けてくださったことに感謝申し上げます。
9. メダン・アレア郡長および関係職員の皆様。
10. マツスム II 地区長および関係職員の皆様。

11. マツスムⅡ地区の全住民、特に Ikatan Keluarga Bayur (IKB) Medan 勉強会会員の皆様に対し、筆者がインタビュー調査を行う機会を与えてくださったことに感謝申し上げます。
12. 同僚である Suci Rahmadini 氏、Reza Mirzani 氏、M. Al-ikhsan 氏、Manahan 氏、Adi Fideris 氏に対し、本論文完成に向けて支援と励ましを与えてくださったことに感謝申し上げます。
13. メダンエリア大学法学部 2016 年度入学生の全学生の皆様。
14. 筆者が深く愛する兄弟姉妹であり、メダンエリア大学法学部における学業を修了するための経済的支援をしてくださった Anisah 氏、Afdal Ali 氏、Novia Intan 氏に感謝申し上げます。

最後に、すべての方々のご厚意に対し、アッラー SWT のご加護がありますよう祈念するとともに、大学生活を通じて学んだ知識が、宗教、国家、そして民族の発展と利益のために役立つことを願っている。

以上、筆者は本学術論文が皆様にとって有益なものとなることを願うものである。

メダン、2020 年 3 月 19 日

筆者

HUMA SARAH

目次 (DAFTAR ISI)

UNIVERSITAS MEDAN AREA

© Hak Cipta Di Lindungi Undang-Undang

1. Dilarang Mengutip sebagian atau seluruh dokumen ini tanpa mencantumkan sumber
2. Pengutipan hanya untuk keperluan pendidikan, penelitian dan penulisan karya ilmiah
3. Dilarang memperbanyak sebagian atau seluruh karya ini dalam bentuk apapun tanpa izin Universitas Medan Area

Document Accepted 20/5/26

Access From (repositori.uma.ac.id)20/5/26

第1章 序論

A. 背景

人間は社会という共同体として集団で生活しており、その社会は多様な文化や法的価値観とともに誕生し、発展してきた。この多様性は一般に「多元性」とも呼ばれ、それは当然ながら、その社会が信奉する価値観の体系にも当てはまる。社会生活は、小集団、部族、民族、国家から始まり、誰もがその規則を避けられない国際社会に至るまで、絶えず発展し続けている。国家の存在は、法の多様性をさらに強固なものにしている。なぜなら、国家は国家生活を規制する権限を通じて、法形成にも関与しているからである。この法こそが、一般に「国家法」と呼ばれるものである。同時に、ある社会集団においては、国家法以外の法体系、すなわち慣習法（伝統を通じて構築された法であり、一般的には成文法ではない形態をとる）や、これに含まれる宗教法から国家法に至るまでが適用される (Hajati, 2018)。

インドネシアには多様な慣習が存在し、それぞれの慣習の多様性に応じて、結婚法や相続法など、その中で適用される慣習法も異なる。慣習法を非常に厳格に遵守している部族の一つが、ミナンカバウ族である。

ミナンカバウは、インドネシアにある地域であり、そこでは、家族という小さな生活圏から、最上位の生活圏である「ナグリ」に至るまで、母系（母系制）の法秩序に従って社会が構成されている。したがって、母系による血縁関係が社会組織を規定する要因であることが見て取れるが、前述の最上位の生活圏であるナグリにおいては、他にも社会を結びつける要因が存在している。母系法

に基づいて統治される生活こそが、日常用語で「慣習（アダット）に基づく生活」と呼ばれるものである（Anwar, 2018）。

ミナンカバウの慣習の歴史的変遷には、興味深い諸問題が数多く含まれている。イスラム教の伝来以前から始まり、その後、慣習集団と宗教集団との間で衝突が生じ、最終的には 19 世紀末のブキット・マラパラム合意を通じて両者の接触が実現した。しかし、家族法の分野においては、依然として慣習を擁護する立場と、宗教を擁護する立場が存在する。イスラム教が伝来する以前、ミナンカバウの慣習は様々な信仰の影響を受けており、最終的には移住者によってもたらされたヒンドゥー・仏教の影響を受けていた（Yaswirman, 2007）。

インドネシアの先住民にとって、相続法は慣習法の一部である。現在に至るまで、インドネシアの各地域における慣習相続法は、依然としてそれぞれ異なる形で規定されている。例えば、ミナンカバウの慣習相続法、バタクの慣習相続法、ジャワの慣習相続法、カリマンタンの慣習相続法などが挙げられる（Simanjuntak, 2018）。

ミナンカバウ社会にとって、慣習（アダット）は、単なる一般的な社会規範よりも、より広範かつ深遠な意味を持っています。慣習は、ダトゥク・ペルパティ・ナン・サバタンおよびダトゥク・ケテマンガンから代々受け継がれてきた文明の象徴となっています。イスラム教が平和的に広まった後、それまでのヒンドゥー教や仏教の影響は薄れ、イスラム教が社会全体に受け入れられた。そのため、ミナンカバウの慣習はイスラム教と同義となっている。他民族と混住している西スマトラとは異なり、イスラム教徒ではない他民族の住民が存在するため、この用語は通用しない（yaswirman, 2007）。

ミナンカバウ社会における相続の分野では、イスラム法の影響が非常に色濃く見られる。母系に基づくミナンカバウの慣習法による相続方法は、父系（父系制）に基づくイスラム法上の相続制度とは正反対である。ミナンカバウ社会における財産相続に適用される法は、地方裁判所および宗教裁判所のいずれにおいても確認できる（Syarifuddin, 1984）。

ミナンカバウの慣習相続法に対する意識の変化は、同地域における贈与制度の発展によって特徴づけられる。贈与制度がミナンカバウに導入されたのは、イスラム教を信仰するミナンカバウの人々が、妻の家に対して道義的および物質的な責任を負うべきだという意識が高まったことに伴うものである。贈与制度が発展し始めた当初、高位の家産と生計財産との間に明確な区分は存在しなかった。したがって、財産を子に贈与することは、一族の財産を一族の枠外へ持ち出すことを意味していた。家産と生計財産が分離されて初めて、生計財産に対する贈与がより容易に行われるようになった。

（母系制を採用する）ミナンカバウ社会には、分割できない財産が存在する。なぜなら、遺産を支配するのは家族全員（実子）および母系（母方の血統）によるすべての親族であるからである（Simanjuntak, 2018）。その分割できない財産とは、以下の通りである（Simanjuntak 2018）：

1. 高位家産、すなわち数世代にわたり受け継がれてきた財産。その管理は、*penghulu andiko* と呼ばれる最大の親族集団の長（この場合、*mamak kepala waris* として機能する）によって掌握される。
2. 低位の家産、すなわち一世代から受け継がれる財産。時として、この財産は *サコ財産*（第一世代の家産）とも呼ばれる。

3. 自力獲得財産、すなわち自らの努力によって得られた財産。この財産は完全な遺産であり、相続権を有する者間で分割することはできない。

しかし、時が経つにつれ、相続財産の分配における変化が見られ始めた。特に、西スマトラ州ブキッティンギのミナンカバウ族社会において、故郷を離れてマツム市へ移住した人々の中で、その傾向が顕著である。

マクスムは、デリー・スルタンとその家族、親族が居住していた古都である。居住地となる以前、デリー・スルタン国の行政の中心はラブハンにあった。マクムン・アル・ラシード・スルタンがデリー・スルタン国の首都をメダンに移すことを決定した理由は、少なくとも二つある。この移転が行われた主な理由は、ラブハンが低地であるため、雨季には洪水に見舞われやすいという地理的な事情によるものである。同様の理由から、ランカット・スルタン国もまた、その行政の中心をタンジュン・プラからスタバットへ移した (Yushar, 2019)。

ミナンカバウ族自身は、1920年代からコタ・マクスムへ移住し、マレー族やマダリン族の人々から家を借りていた。当時、スルタンは彼らに対し、特に中国系やトバ族といった他の民族グループへの家屋の売却を許可していなかったためである。この地域は比較的同質的であり、活動のリズムは静的なものであった。つまり、活動の中核は宮殿にあり、時折、スルタン国のパートナーとしての植民地支配者たちが参加する以外は、マレーの雰囲気のみが醸し出されていた。社会革命後、ミナンカバウ人はこの地域に居住するマレー人（その多くは貴族の家族や子孫であった）から家屋や土地を購入し始めた。マレー人は広大な土地を支配し、家屋という形で財産を所有していた。貴族たちの所有する

財産は、一つまた一つと、主に商売を営むミンアンカバウ人である移住者たちへの売買を通じて手放されていった (Yushar, 2019)。

現在、コタ・マクスムはコタ・マツムという名でより広く知られており、その地域は 4 つの区域に分割されている。なぜ名称が変わったのか、正確な理由は誰にも分からない。マツムには意味がないため、おそらく発音の誤りによって名称が変わったものと思われる (Hutauruk, 2016)。

以上の説明に基づき、これが本卒業論文の執筆背景となる。本研究のタイトルは「メダン市マツム II 地区におけるミンアンカバウ族社会における慣習法に基づく遺産分配の実施」とする。

B. 研究課題

上記の背景に基づき、メダン市マツム II 地区に居住するミンアンカバウ族社会における慣習的な遺産分配の問題として、以下の点を調査対象とする：

1. メダン市マツム II 地区のミンアンカバウ族社会における遺産分配の実態はどのようなものか？
2. メダン市マツム II 地区に居住するミンアンカバウ先住民族社会において、相続財産の分配に変化が生じた要因は何か？

C. 研究目的

前述の問題に関連して、本研究で達成しようとする目的は以下の通りである：

1. メダン市マツム II 地区におけるミナンカバウ先住民社会での遺産分配の実態を明らかにすること。
2. メダン市マツム II 地区に居住するミナンカバウ先住民社会、特に同地区のミナンカバウ先住民社会における遺産分配の変化を引き起こした要因を明らかにすること。

D. 研究の意義

本研究から得られる意義は、以下の通りである：

1. 理論的側面

法学などの研究対象分野における改革プロセスにおける諸問題を明らかにすること。これにより、社会において実際に機能している法の実態を把握し、あるいは社会の変化に伴い法がどのような方向へ整備されるべきかを示すことができる。本研究の成果は、さらなる研究の材料となり、いくつかの科学的概念を生み出すことができる。それらは、ひいては民法学の発展、特にミナンカバウの慣習法に基づく相続財産の分配の実施に関して、思想的な貢献をもたらすことになる。

2. 実務的側面

本研究から得られた資料は、適切かつ調和のとれた法政策の策定、あるいは関連する法分野において極めて貴重なものとなる。具体的には以下の通りである：

- a. すべての関係者、特にミナンカバウの慣習法に基づく相続財産の分配を行おうとする当事者に対する指針および提言として。
- b. 関係するすべての当事者および学界にとって、特にミナンカバウ族の遺産分配の実行に関連する民事法分野における知見を深めるための情報源として。

E. 仮説

仮説とは、その真偽がまだ証明されなければならないため、あくまで推定の段階にある問題に対する暫定的な答えである (Creswell)。本研究における仮説は以下の通りである：

1. メダン市マツム地区に居住する移住者に対する、ミナンカバウの慣習法に基づく遺産分配の実施は、イスラム相続制度を参照している。すなわち、マツム地区のミナンカバウ族社会における遺産分配の実施は、母系相続制度を採用している故郷の西スマトラ州パリアマンで行われていたような相続制度をもはや用いていない。
2. メダン市マツム地区に居住するミンアンカバウ先住民族社会、特に同地区に居住する者における相続財産の分配に変化が生じた要因は以下の通りである。マツム地区のミンアンカバウ先住民族社会において生じた相続財産分配制度の変化は：
 - a. マツム地区に居住するミンアンカバウ族と他の民族との間の文化の融合；

b. 故郷で結婚したミンアンカバウ族の人々が、メダン市のような大都市へ出稼ぎに行くことを決断したこと。これは、経済的な制約のある現状を変えたいという願望によるものであり、彼らが得る生計の手段は親から与えられた家産とは無関係であるため、相続人の一人が死亡した場合、残された遺産の分配は、適用されるイスラム法の規定に基づいて行われることになる。

第2章 文献レビュー

A. 慣習相続法に関する概説

1. 慣習相続法の定義

慣習相続法とは、ある個人の財産（有形・無形を問わず）のうち、どの部分が子孫に譲渡可能であるかを定める法的規範であり、同時にその移転の時期、方法、および手続きを規定するものである (Wignjodipeoro, 1988)。慣習相続法の用語体系における「相続」という用語は、アラビア語からインドネシア語に取り入れられたものである。これは、慣習相続法において、単に相続人と関連した相続について論じるだけでなく、それよりも広い範囲を扱うことを意味する (Hadikusuma, 2015)。

前述の通り、慣習相続法とは、相続制度およびその法原則、相続財産、被相続人および相続人、ならびに相続財産の支配権および所有権が被相続人から相続人へ移転される方法に関する規定を定めた慣習法である。慣習相続法は、実のところ、ある世代からその子孫への財産の継承に関する法である。この点に関して、過去の慣習法学者たちが慣習相続法についてどのように論じていたかに注目すべきである (Hadikusuma, 2015)。

テル・ハールは『*Beginnselen en stelsel van het adat recht*』において、慣習相続法を次のように定義している：

「慣習相続法とは、ある世代から次の世代への有形・無形の財産の継承および移転に関する、極めて印象的なプロセス、かつ常に進行し続けるプロセスに関連する法的規則を包含するものである」 (Wignjodipeoro, 1988)。

スプモは、慣習相続法に関する著書の中で次のように述べている：

「慣習相続法は、ある世代 (*generatie*) からその子孫へと、有形財産および無形財産 (*immateriele goederen*) を引き継ぎ、移転する過程を規定する規則を定めるものである」 (Soepomo)。

したがって、相続法には、被相続人からその相続人への (有形・無形を問わず) 財産の継承および移転の方法を規定する条項が含まれている。この財産の承継および移転の方法は、被相続人が生存している間、あるいは被相続人が死亡した後に適用される。したがって、ウィルジョノが指摘したように、「相続」とは、ある人が死亡した際に、その財産に関する様々な権利と義務が、いかにして生存している他者へ移転するかという問題である、という定義ではない (Prodjodikoro)。したがって、民法 (BW) に規定される西洋の相続法とは異なり、後者は、ある人の死亡、遺された財産、および相続人の存在を前提としている。一方、インドネシアの様々な (先住) 社会で適用されている慣習相続法は、単に人の死亡に伴う相続を規定するだけでなく、被相続人が生存中または死亡後に、有形・無形を問わず、金銭的価値の有無にかかわらず、その財産を相続人へ移転させることを規定している (Hadikusuma, 1991)。

2. 慣習相続法の体系と性質

慣習上の相続財産は、相続人への支配権および所有権の分割が不可能な財産と、分割可能な財産から構成される。分割不可能な財産は相続人の共有財産であり、個人所有することはできないが、使用および享受することはできる。分割

不能な慣習相続財産は、極めて緊急な状況において、慣習の長老および関係する親族の同意に基づき、質入れすることが可能である。また、分割可能な遺産であっても、相続人が第三者に譲渡（売却）しようとする場合は、親族間の調和における隣人権 (*naastingsrecht*) を侵害しないよう、親族構成員間の合意を求める必要がある。慣習相続法には、西洋の相続法における「*legitieme portie* (法定相続分)」、すなわち民法第 913 条やクルアーンの「アン・ニサー一章」に規定されるように、相続人に対して遺産の特定の部分に対する相続権が定められているような原則は存在しない (Hadikusuma, 1991)。

慣習相続法では、いくつかの相続制度が認められている。すなわち：

1. 個別相続制度

個別相続制度とは、各相続人がそれぞれの持分に応じて相続財産を管理・所有できるように、分配を受ける相続制度である。相続財産の分配が行われた後、各相続人は、その相続財産の持分を管理・所有し、それを運用したり、享受したり、あるいは他の相続人、親族、近隣住民、あるいはその他の人物へ譲渡（売却）することができる。⁵⁹ この制度は、ジャワの先住民社会や、マンジャエ（ジャワ語：メンカル、メンタス）の慣習が適用されるバタク族などの先住民社会のように、親族関係が父系制である社会の間で広く適用されているほか、イスラム法の影響を強く受けた先住民社会、例えば南ランブン沿岸部でペミンギルという慣習を持つランブン先住民社会の間でも適用されている (Hadikusuma, 1991)。

遺産を個別に分配する必要があるとするもう一つの要因は、共同で遺産の管理や所有を主導しようとする者がいなくなったことである。これは、相続人がも

はや一つの親族の家（ルマ・ガダン）や両親の家に縛られておらず、各相続人の生活圏が居住地として分散しているためである（Hadikusuma, 1991）。

2. 集団相続制度

集団相続制度とは、相続人が集団（共同）で、各相続人に所有権を分割して分配することができない遺産を相続する制度である（Soekanto, 2008）。各相続人の利益や必要に応じた財産の使用方法は、相続財産に対する権利を有するすべての親族が、親族長の指導の下、協議と合意に基づいて共同で決定する。この集団相続制度は、例えばミナンカバウ地方に見られる。ミナンカバウでは、共同相続制度が先祖伝来の土地に適用され、相続人代表であるママクの指導または管理の下で共同管理され、一族の構成員は使用权のみを有する（Hadikusuma, 1991）。

したがって、共同相続においては、両親の遺産（低位の先祖伝来財産）や、同族または祖先（系譜上の氏族）からの遺産は、当該家族・親族の構成員によって個人的に所有されることはない。家族・親族の構成員は、その先祖伝来の土地を家族の生計のために耕作するために利用したり、その先祖伝来の家を、管理も兼ねてそのうちの誰かが居住（居住権を行使）したりすることはできるが、個人の所有権として所有することはできない。あらゆる事項は、関係する親族構成員間の合意と取り決めに基づいて定められる（Hadikusuma, 1991）。

3. 長子相続制度

長子相続制度は、実のところこれもまた集団相続制度の一種であるが、分割されない財産に対する支配権の継承と移転が、家長としての父または母の地位に代わる家族に委ねられる点異なる。長子は、亡くなった親の責任を継承す

る立場として、他の兄弟姉妹の世話と養育を行う義務を負い、特に、幼い弟妹たちが、代々受け継がれてきた親族の枠組みの中で、家庭を築き自立できるようになるまで、遺産と彼らの生活に対して責任を負う。集団主義のシステムと同様に、共有財産の相続人である各構成員は、その財産を使用し、享受する権利を有するが、個人としてそれを支配し、所有する権利は有しない (Hadikusuma, 1991)。

この長子相続制度には2つの種類がある (Soekanto, 2008) :

1. 男子長子相続、すなわち、被相続人の死亡時に長男、あるいは長男（または男子の子孫）が唯一の相続人となる場合であり、ランパン（Lampung）などがこれに該当する。
2. 女子長子相続、すなわち、被相続人の死亡時に長女が唯一の相続人となる場合であり、例えば、タナ・セメント（Tanah Semendo）の社会などがこれに該当する。

3. 慣習相続法に基づく相続人

慣習法における相続人は以下の通りである :

1. 実子

実子とは、実の母と実の父の間に生まれた子を指す。実子としての相続人の地位は、両親の婚姻関係によって左右される。もしその子の父母の婚姻が有効であれば、その子は相続人となるが、逆に、その子の父母の婚姻が無効である場合、または子が婚外子として生まれた場合、その子は実親の相続人として無効となる (Hadikusuma, 1991)。しかしながら、一部の地域では、子が親の相続

人としての地位に関して、適用される慣習相続法に違いが見られる。また、相続においては、男子と女子の間、あるいは長子、次子、末子、および中間の子の間にも違いがある。しかし、その違いがどうであれ、インドネシアでは一般的に、相続において家族愛と調和が重視されている (Hadikusuma, 1991)。

実子の区分は、主に以下の通りである：

a. 嫡出子

様々な社会層において、嫡出子とは、宗教上の教えに従って両親の有効な婚姻から生まれた実子を指す。これは現在、1974年婚姻法第1号第42条において次のように規定されている：

「嫡出子とは、有効な婚姻において、またはその結果として生まれた子をいう」。

嫡出子は、男女を問わず、原則としてその親の相続人であり、親からの遺産を相続する権利を有する (Hadikusuma, 1991)。

b. 非嫡出子

非嫡出子は、現地では「アン・カンパン」、「アン・ハラム・ジャダ」、「アン・コワル」などと呼ばれることが多く、宗教上の規定に従わない親の行為から生まれた子である。例えば (Hadikusuma, 1991)：

1. 結婚前に母の胎内に宿った子；
2. 夫と長期にわたり離婚した後に母の胎内に宿った子；
3. 合法的な結婚を行わずに母の胎内に宿った子；
4. 他者との姦通により母の胎内に宿った子；
5. 父親が不明な母親の胎内から生まれた子。

c. 男子の相続

男子が相続人となることは、父系親族制度において確認できる。この制度は、バタク地方、ランプン・パドゥアン、バリ、そしてイリアン・ジャヤのナフリ・ジャヤプラ地域など、主に正統な結婚形態が適用される地域で見られる。これらの地域では、基本的に遺産を相続する権利を有するのは男子、特に成人して家庭を持つ男子であり、女子は相続人とはならないが、夫の側に従って結婚時に持参金として持ち込む遺産の分配を受けることはできる (Hadikusuma, 1991)。

d. 女子の相続

父系親族制度における相続とは対照的に、母系親族制度では娘への相続が適用される。ここではセマンダ (semanda) という形態の婚姻が一般的であり、結婚後の夫は妻の地位に従うか、あるいは妻の親族関係に含まれない。これは。被相続人に娘がおらず、息子しかいない場合、例えばランプン地方で適用されるように、息子の一人が「セメンド・ンガキット」という形式の結婚を通じて女性を妻として迎える。これと類似した慣習は、ミナンカバウとマンダリンの境界地域にも見られ、そこではミナンカバウの男子がマンダリンの女性と「ジュジュル」結婚を行うことで、その女性が両親の相続人としての地位を継承できるようになっている (Haar, 1950)。

e. 男子と女子の相続

両親の遺産に対して同等の権利を持つ相続人としての息子と娘の地位は、親権制の家族制度を持つ社会において適用される。「すべての男子と女子が遺産に対して同等の権利を持つ」ということは、遺産の種類や量がすべての相続人の

間で均等に分割されることを意味するわけではない。なぜなら、遺産は単に金銭で評価できるような単一の資産ではないからである。同様に、将来の分配の方法は遺産の状況に依存するため、経済的に弱い立場の相続人が、経済的に強い立場の相続人よりも多くの遺産を受け取る可能性もある (Hadikusuma, 1991)。

f. 長子の相続

一般的にインドネシアの家族は長子の地位を尊重しており、親が亡くなった後は親の代わりとして敬われるべき存在であり、家族の一員は皆、彼に指針や助言を求めるのがふさわしい。様々な地域には、長男または長女の地位を規定する慣習法があり、また状況に応じてそれを定めない地域もある。例えばジャワでは、高齢の長子は依然として尊敬されるが、それはすでに自立して生活している弟妹に対して責任を負うことを意味するわけではない (Hadikusuma, 1991)。

2. 継子と養子

a. 継子

継子とは、当該夫婦の間に生まれた子ではなく、結婚時に持ち込まれた子を指す。これは、結婚前に一方または双方が以前に結婚し子供を持っていたためであり、その後、結婚の絆を結んだ際に、それぞれの子供が家庭生活の中に連れてこられたものである。実母と継父と同じ家に暮らす継子は、同様に世帯員となる (Hadikusuma, 1991)。

b. 養子

イスラム法によれば、養子は相続の根拠や原因として認められていない。なぜなら、相続における基本原則は血縁関係、すなわちアルハームであるからである (Thalib, 1974)。しかし、イスラム教を信仰する先住民社会が存在する様々な地域では、養子が養親の財産を相続できる養子縁組が依然として存在し、適用されているようだ。むしろ、養子への愛情ゆえに、相続は被相続人が存命中にすでに始まっていることさえある。

養子がどの程度まで養親の財産を相続できるかは、その養子縁組が成立した背景から判断できる。一般的に、養子縁組は次のような理由で行われる (Hadikusuma, 1991) :

- a. 子孫がないこと ;
- b. 子孫の世話をする者がいないこと ;
- c. 現地の婚姻慣習によること ;
- d. 良好な関係や兄弟愛 ;
- e. 家族愛や人道的な配慮。

3. バルの相続 (未亡人または寡夫)

a. 父系社会におけるバル

バタク、ランブン、バリの地域における未亡人は、夫の死後も「ジュジュル」という婚姻形態の下で夫の親族の家に留まり、夫の法定相続人でないにもかかわらず、夫が残した財産を享受する権利を保持する。未亡人に亡き夫との間に子がいるかいないかは関係がない。彼女は元の親族のもとに戻ることは許され

ず、自身の行動を自由に決定することもできない。なぜなら、あらゆる事柄について夫の親族の同意を得なければならないからである (Hadikusuma, 1991)。

b. 母系社会におけるバルの制度

父系制におけるバルの相続とは対照的に、ミナンカバウで適用されるような母系制におけるセマンダ（義兄弟）結婚の形態では、未亡人となった夫は亡くなった妻から相続しない。もし未亡人が亡くなった妻の実の兄弟と再婚しない場合、子供たちと遺産

は妻の居住地に残され、相続責任者であるママクと妻の家族によって管理される。もし未亡人に子供がいない場合、妻の元の居住地を離れる際には、自身の生計手段の一部のみを持ち出すことが許される。

4. 慣習相続法の原則

慣習法の原則は法形成において重要な意味を持ち、慣習法は資料を得るための重要な源泉である。なぜなら、慣習法には普遍的かつ制度的な原則や価値観が存在するからである。スプモは、伝統的な慣習法には次のような普遍的な価値観が存在すると述べている (Soepomo, 2000) :

1. 互助の原則

互助の原則は、例えば水田に水を引く山間の水路、村のモスク、洪水の危険から村を守る堤防、村道などの建設や維持において、「*gugur gunung*」（共同作業）を行う慣習に見られる。この原則は、水田を所有する者が、より高所に位置する水田から流れる水を、自身の水田や土地を通過させることを許可しなければならないという慣習にも表れている。また、*tandur*（作付け）の季節以外

(水田に作物が植えられていない期間)には、村の住民が自身の水田で家畜を自由に放牧することを許可する慣習にも見られる。

2. 社会における人間の社会的機能と所有

この原則は、前述の「ググル・グヌン」という慣習（人間の社会的機能）に反映されており、一方、所有の社会的機能は、所有者が特定の時期や状況において、村の住民に自身の所有物を使用することを許可するという慣習にも表れている。

3. 公権力の基礎としての合意の原則

公権力の基礎としての合意の原則は、村の行政運営において顕著である。そこでは、村長が村の生活に関わる重要な決定を下す際、常に村役場でその問題を話し合い、合意を得るという慣習が定着している。

4. 政府システムにおける代表制と協議の原則

統治システムにおける代表制と協議の原則は、村の日常生活において、前述の村会館という機関を通じて具現化されている。

検討してみると、この慣習相続法における原則は、原則として調和の原則と相続における法の平等の原則であるが、以下のようないくつかの一般的な原則も存在すると結論づけられる (Wignjopuro, 1997) :

- a. 神への信仰と自制の原則。
- b. 権利の平等と共有の原則。
- c. 和合と家族愛の原則。

d. 協議と合意の原則。

e. 公正の原則

5. 慣習法における相続財産

一般的な定義によれば、相続財産とは、死亡した者（被相続人）が残したすべての財産を指す。したがって、慣習法上の相続において、相続財産とは単に経済的価値のあるものだけでなく、慣習上の名誉の価値や、魔術的・宗教的な性質を持つ非経済的なものも含まれる。したがって、被相続人が死亡した場合、有形の遺産が相続人に引き継がれるだけでなく、有形ではないもの、例えば慣習上の地位・役職や、家族・親族としての責任なども引き継がれることになる (Hadikusuma, 1991)。

なお、相続財産の種類は、以下のように区別することができる：

1. 慣習上の地位／役職

世襲的な性質を持つ慣習上の地位または役職は、有形資産ではない相続財産である。例えば、バタク族の伝統的王（ラジャ）や、ミナンカバウ族の部族長（ペンフル）、アンディコ長、あるいは相続長（ママク・ケパ・ワリス）などの地位や役職が挙げられる。誰もが伝統的指導者の地位にあるわけではないため、すべての伝統的共同体構成員が、伝統的地位・役職の相続人となるわけではない (Hadikusuma, 1991)。

一般的に父系社会においては、慣習上の地位・職務の相続は最年長の男子の子孫によって引き継がれるが、慣習上の首長の相続人に男子がいない場合、その地位は第二子孫からの後継者に引き継がれる。バタク族において、この慣習上

の地位の相続人は女子に継承することはできず、その後男子の子孫が生まれた場合、その男子の孫が当該慣習上の地位の相続人となる。

母系社会においては、一般的に、伝統的な地位や役職の相続は、相続人の女性系統に属する兄弟（最年長者または有能な者）によって引き継がれる。これは、ミナンカバウの「ペンフル」や「ママク・ケパ・ワリス」といった役職、あるいは南スマトラのセメンド社会に見られる慣習と同様である。親子関係／両系制の社会では、慣習上の地位・職位は、男性または女性の最年長の兄弟姉妹が継承するか、あるいは慣習上の地位の相続が存在しない場合もある。これは、その社会において血縁関係よりも隣人関係の方が強く重視されるためであり、その結果、慣習上の地位は、村長や村長職を務める者が継承することになる。

2. 原資産

原資産とは、相続人が当初から支配し所有していたすべての財産を指し、遺産や結婚時に持ち込んだ財産を含み、結婚期間中に増加し、生涯を通じて維持される可能性があるものである。これを「原資産」または「原物」と呼ぶのは、生計資産、すなわち被相続人が配偶者と共に婚姻関係にある間に取得し、死亡または離婚による婚姻関係の解消時まで得た資産と区別するためである。したがって、原資産とは（いわば）被相続人が婚姻に持ち込んだ個人の資本の一部である (Hadikusuma, 1991)。

3. 持参財産

結婚時に夫または妻が持参したすべての財産は、持参財産である。持参財産の種類は、不動産または動産であり得る。それは、それぞれの両親や親族からの

相続財産や遺産に由来する場合もあれば、親族、隣人、友人、知人からの贈与やプレゼント、あるいは遺言による贈与に由来する場合もあり、結婚時に各々が持ち込んだ使用权やその他の債権・債務も含まれる。これらすべてが持参財産である (Hadikusuma, 1991)。

4. 共同財産

婚姻関係にある間、夫婦の共同の労苦によって得られたすべての財産（ミナンカバウ語：ハルタ・スアラン）は、共同財産である。ここでいう夫婦の共同の労苦の成果とは、農業における協力、商売における協力、あるいは夫が従業員であり妻も従業員である場合の結果を意味するだけでなく、妻が家庭で日々の食事や飲み物の準備、そして子供たちの世話をする仕事も含まれる (Hadikusuma, 1991)。

B. ミナンカバウ先住民族社会に関する概観

1. ミナンカバウの慣習史

ミナンカバウ文化は、ミナンカバウ社会が有する文化であり、ミナンカバウの移住地域を含む全域で発展してきた。この文化は、ヌサントラにおける二大文化の一つであり、極めて顕著かつ影響力のあるものである。この文化は、平等主義的、民主的、かつ総合的な性質を持っており、封建的かつ融合的な性質を持つもう一つの主要な文化、すなわちジャワ文化に対する対極をなしている。歴史的に見ると、ミナンカバウ文化はルハク・ナン・ティゴに起源を持ち、その後、ルハク・ナン・ティゴの西、東、北、南の各方向にある移住地域へと広がっていった (Tsuyoshi, 2005)。

語源的に言えば、「ミナンカバウ」という名称自体は、「勝つ」を意味する *manang* と、「水牛」を意味する *kabau* に由来する。この名称は、『タンボ』に記された歴史から知られている。その物語は、アディティワルマン王が統治するパガルユン王国が、マジヤパヒト軍に征服されようとしていた時に始まる。戦いを避けるため、王の顧問は戦争の代わりに水牛の闘いを提案した。もし王側の水牛が負ければ、王国はマジヤパヒト軍に明け渡されることになっていた。逆に、勝てば、マジヤパヒト軍はジャワへ戻るよう求められることになっていた。結局、その提案はマジヤパヒト軍にも承認された。要するに、水牛の闘いはパガルユン王国が勝利した。この勝利がきっかけとなり、人々は「ミナンカバウ」という名称を用いるようになった。この言葉は、「勝った水牛」を意味する「ミナンカバウ」という語に由来する。その勝利を記念して人々は、屋根が水牛の角の形をしたランキアン (ルマ・ガダン) を建てた。このミナンカバウに関する物語は、『パサイ王たちの物語』にも見られる。その物語には、水牛の闘いの勝利により、以前はパリアンガンと呼ばれていた地域がミナンカバウとなったと記されている。

タンボ (伝承) によれば、ミナンカバウの慣習制度は、ダトゥク・ケトゥマンガンとダトゥク・ペルパティ・ナン・セバタンという二人の兄弟によって初めて確立された。ダトゥク・ケトゥマンガンは貴族的なコト・ピリアンの慣習体系を、一方ダトゥク・ペルパティは平等主義的なボディ・カニアゴの慣習体系をそれぞれ継承した。その後の展開において、「ケララサン」として知られるこれら二つの慣習体系は互いに補完し合い、ミナンカバウ社会の体系を形成した (Westenek, 1918)。ミナンカバウ社会には、文化と慣習の統合を築き維

持する三つの柱がある。それらは、アリム・ウラマー、チェルディク・パンダイ、そしてニク・ママクであり、トウングク・ティゴ・サジャランという用語で知られている。これら三者は互いに補完し合い、同等の立場で協力し合っている。民主的で平等主義的なミナンカバウ社会において、社会のあらゆる事柄はこれら三つの要素によって合意形成を通じて協議される (Westenek, 1918)。

外部からの影響が入り始めると、慣習の守護者たちは慣習の純粋性を維持しようと努めた。未完成な慣習は完成させられ、古びたものは合意を通じて刷新された。ニク・ママクは慣習のあらゆる意志を保存した。「自然は発展して師となる」という哲学に基づき、ニク・ママクは慣習の規定を非常に柔軟なものとし、それが妥当である限り変化を受け入れた。

adat basandi alue jo patuik (慣習は流れと妥当性に基づく)。尊敬される指導者であるニク・ママクは人々の拠り所となり、その地位は *nan gadang basa batuah* (偉大で神通力を持つ指導者) と呼ばれ、出かける際には情報を伝え、帰ってくる際には報告を受け、もつれたことは解決し、濁ったことは澄ませる存在である (Yaswirman, 2007)。

インドネシアの歴史書によれば、イスラム教徒は西暦 7 世紀から 8 世紀頃にはすでにスマトラ島に存在しており、これはイスラム教徒の商人たちがマラッカ海峡を通過して東南アジアや東アジア諸国へと向かっていた時期と一致している。P.M. ホルト (1917 年) は、14 世紀にイスラム教がアチェに伝来したことに伴い、イスラム教はピディ・パリアマンからミナンカバウの原住地域へと広がったと述べている。19 世紀に伝来した新しいイスラム教の教えも、このルート

をたどったのである。以上の説明から、イスラム教は西暦 7 世紀以来、ヌサンタラに伝来していたと結論づけられる (Yaswirman, 2007)。

時代が進むにつれ、西スマトラのミナンカバウ族の先住民の多くは、定住しない生活を送ることを選んだ。ミナンカバウ族はインドネシア全土にほぼ広がっており、その一つがメダン市である。ミナンカバウ族が最も多く居住している地域はマツム市である。

2. ミナンカバウの慣習相続法の原則

ミナンカバウの相続法には変化が見られる。この変化は、当初ミナンカバウの夫には財産に対する権利がなかったが、結婚によって家庭内の財産に対する権利を持つようになった

。ミナンカバウの慣習相続法においてこのような変化が生じたとはいえ、相続法は依然としてミナンカバウの相続法における二つの主要な原則、すなわち：

a) 一系主義

これは、相続権が単一の血縁関係においてのみ適用されることを示す原則である。ここでいう親族関係とは母系によるものであり、財産は母方の血統を通じて先祖から受け継がれ、娘へと引き継がれ、これが「家産」と呼ばれる。

b) 集団主義の原則

これは、家産（プサカ）の受領が個人単位ではなく、集団として共同で行われることを定める原則である。この原則に基づき、ミナンカバウにおける家産は分割されず、集団に対して一体として継承される。

3. ミナンカバウ慣習法に基づく相続の実施

その発展の過程において、ミナンカバウの慣習法は独自の相続形態を持つようになった。ムクタール・ナイムによれば、ミナンカバウの慣習法における財産は、高位家産、低位家産、およびスアラン財産から構成される (Naim)。

a) 高位家産

高位家産とは、母系を通じて数世代にわたり代々受け継がれる氏族の家産である。規定によれば、ミナンカバウで母親が亡くなった場合、遺産を受け取るのは娘のみである。一方、父親が亡くなった場合は、その遺産は父親の姉妹の子供、すなわち女性の姪たちに与えられる。

ミナンカバウの慣習社会における相続制度では、男子は遺産の分配を受けられない。ミナンカバウの相続制度は集団的性質を持つため、遺産は一つの集団の財産となる。その財産は当該家族のみが使用でき、個人として所有することはできない。その管理は、ペンフル・アンディコと呼ばれる親族集団の長によって掌握される。この場合、ペンフル・アンディコは相続責任者としての役割を果たす。

「プサコ・ティンギ (Pusako Tinggi) 」と呼ばれる家宝は売買することができない。これは、「売っても食べられない、質に入れても食べられない (Jua indak dimakan bali, Gadai indak dimakan sando) 」という慣習の格言に合致している。プサコ・ティンギの質入れは、氏族の長老たちによる協議を経て初めて行われる。質入れは、同一の氏族内で行うことが優先されるが、氏族の

外部への質入れも可能である。ミナンカバウにおけるプサコ・ティギの質入れは、以下の4つの事由が生じた場合にのみ行われる。すなわち：

- 1) ガディ・ガダン・インダク・バラキ
- 2) マイク・タブジュア・ディアテ・ルマ
- 3) ルマ・ガダン・カティリサン
- 4) マンバンキク・バタン・タランダム

この規則は、水田や畑の質入れが緊急時のみ許されることを明文化しており、質入れの解除には当該氏族または部族の全構成員の合意が必要である。アミール・MSによれば、ハイ・ハルタ・プサカ（高位の家宝）の存在は、カンパンおよびコトの誕生の歴史と関連しており、それに続いて生活の糧となる水田や畑が開墾された。水田や畑のための土地開拓は、*kampung* および *koto* の創設者による *galuah taruko* の成果である。この先祖の努力の成果は現在の世代に受け継がれ、少なくとも5代目に至って初めて「高位家産（Harta Pusaka Tinggi）」と呼ばれるようになる（Amir）。

b) 低位家産

「低位の遺産」とは、生計のための財産を指す。生計のための財産は、男性のものかもしれないし、女性のものかもしれない。生計のための財産は、両親の死後、その財産の分割が行われなかった場合に、低位の遺産となる。一般的に、個人の生計のための財産は、ジュライ（氏族）または少なくともそれぞれの氏族に相続される。

低位相続財産とは、夫婦が家庭内で得た生計財産を意味する。言い換えれば、父と母（夫婦）が婚姻関係にある間に得たすべての生計財産に加え、叔父や叔

母が自身の生計から得た財産から提供された分も含まれる。多くの場合、生前においてその生計財産は子供たちに贈与されており、親が亡くなると、その子供たちが相続人となる。

もしすべての相続人が、売却や分割を行わずにその完全性を維持し、やがて次の世代へと絶え間なく相続され、その由来を辿ることが困難になるほどになれば、それは「高い家産」へと移行する。低位の家産は「サコ」とも呼ばれ、すなわち家産 初代 (Simanjuntak, 2018)。したがって、基本的に高位家産も、代々利用されてきた低位家産に由来する。一度慣習に従って相続されれば、それは高位家産となる。

c) スアラン財産

スアラン財産は生計財産とは異なる。なぜなら、スアラン財産とは、夫婦が婚姻関係において共同で取得した財産であるからである。ミナンカバウ地域におけるスアラン財産の分配は以下の通りである：

1. 夫婦が離婚し、子供がいなければ、スアラン財産は元夫と元妻の間で二分される。
2. 一方の配偶者が死亡し、子供がいなければ、次のように分配される：
 - a. 死亡したのが夫の場合、共同財産は 2 等分され、半分は夫の相続人の分、もう半分は未亡人の分となる。
 - b. 死亡したのが妻の場合、共同財産は分割され、一部は妻の親族（ジュライ）に、残りは未亡人となる夫の分となる。
 - c. 夫婦が離婚し、子供がいる場合、財産は元夫と元妻の間で 2 等分され、子供は母親の相続分を受け取る。

- d. いずれか一方が死亡し、子供がいる場合、それぞれの取り分は以下の通りである：死亡したのが夫の場合、遺産は 夫の相続人と未亡人および子供の間で二分される。死亡したのが妻の場合、遺産の半分は夫に、残りの半分は子供に、母親の取り分としての独自の相続財産として帰属する。

第3章 研究方法

A. 研究時期と場所

1. 研究時期

研究は、研究計画書のセミナーおよびアウトラインの修正を経て、2019 年 12 月頃に実施される予定である。本論文の執筆完了スケジュールについては、以下の表を参照のこと：

表 1：論文執筆完了スケジュール

番号	活動	月																説明	
		12月 2019年			1月 2020年			2月 2020年			3月 2020年			4月 2020年					
		1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	4		
1.	提案セミナー	■	■	■	■														
2.	提案の修正					■	■												
3.	修正承認						■	■											
4.	研究								■	■									
5.	卒業論文の執筆									■	■	■							
6.	卒業論文の指導											■	■	■					
7.	成果発表会														■	■			

2. 調査場所

調査は、12 の村（ケルウラ）を有するメダン・エリア地区で行われる。調査対象となる村はコタ・マツム II である。同村は、メダン・エリア地区において住民の大多数がミナンカバウ族である村の一つであるためである。サンプル数は 10 名であり、ミナンカバウ族の住民という基準に基づき、*目的抽出*によって選定された。

B. 研究方法論

本卒業論文において用いられた法的研究方法は以下の通りである：

1. 研究の種類

本卒業論文における研究の種類は、実証的法学研究および規範的法学研究である。実証的法学研究とは、社会学的法学研究の別称であり、フィールド調査とも呼ばれる (Waluyo, 1996)。一方、規範的法学研究とは、法学の教義研究であり、文献調査または文書研究とも呼ばれる。法学の教義研究と呼ばれるのは、この研究が書面化された法規やその他の法資料のみを対象として行われるためである。図書館調査あるいは文献研究と呼ばれるのは、この研究が主に図書館にある二次資料に対して行われるためである (Waluyo, 1996)。

2. 研究の性質

本研究は記述的研究であり、人間や状況、あるいはその他の現象について可能な限り正確なデータを提供することを目的とした研究である。本研究は記述的であり、メダン市メダン・エリア地区マツム町に居住するミナン族の人々が、

相続およびその実施に関して適用する規則について正確に描写し、研究の焦点となる状況に関する事実を綿密に分析することを目的としている。

3. データ収集手法

本卒業論文では、以下のデータ収集手法を用いた：

a. **文献調査** (Library Research) とは、本卒業論文の提案で論じられる内容に関連する、法令、書籍、学術研究、学術論文、マスメディア、および法律雑誌といった資料に基づいて行われる調査である。本研究には一次データと二次データが含まれる。

b. **フィールド調査** (現地調査) とは、現場での直接的な調査を行うことである。具体的には、研究者がメダ地区行政事務所およびコタ・マツム II 地区事務所を直接訪問し、コタ・マツム II の住民に対する観察およびインタビューを実施した。

4. データ分析

本研究におけるデータ分析には、質的分析法を採用する。ここでいう質的分析法とは、生活の中に存在する現象単位の形成の根底にある一般原則、あるいは社会文化的現象を分析する際に、当該社会の文化を用いて、適用されるパターンに関する全体像を把握することに焦点を当てるものである。これらのパターンは、客観的な理論を用いてさらに分析される (Ashshofa, 2001)。収集・提示されたデータは、次に記述的に分析される。すなわち、理論の規定と現地調査の結果を結びつける記述の形式をとることで、存在する問題に対する答えを得るものである。

第5章 結論と提言

A. 結論

マツム市のミナンカバウ族社会における慣習法に基づく遺産分配の実施に関する調査結果および考察に基づき、以下の通り結論付けることができる。

1. 遺産分配の実践において、マツム市 II のミナンカバウ族社会は、イスラム法に基づく遺産分配を行う傾向にあるが、その分配は協議による方法とも切り離せない。これは、ミナンカバウ族がメダン市へ移住した際、遺産分配において適用される法律がミナンカバウの慣習法体系を採用していないためである。
2. マツム市のミナンカバウ族社会における遺産分配の実践に変化が生じた要因としては、移住先で得た財産は、両親が移住先で得た収入によるものであると社会が認識しており、したがってその財産は、イスラム法の規定に基づき、受け取る権利を有する各相続人に分配されなければならないと考えられている点が挙げられる。また、遺産分配に関する紛争の解決にあたっては、松市（マツム）のミナンカバウ族社会は、合意形成を図るための協議を行うことを好む。両親を亡くした（孤児となった）相続人については、相続人が遺された遺産の分配方法をより深く理解できるよう助言を行う。しかし、協議によって紛争が解決できない場合、社会は法的な手段（裁判所）を通じて紛争を解決することを選択する。

B. 提言

以上の点を踏まえ、筆者は、マツム市のミナンカバウ族社会における慣習法に基づく遺産分配の実施に関連する提言として、以下の点を提示する。

1. マツム市のミナンカバウ族社会において、依然としてミナンカバウの慣習相続制度を用いて遺産分配を行っている人々に対しては、イスラム法に基づく遺産分配制度を採用すべきである。なぜなら、ミナンカバウの慣習法に基づく遺産分配制度は、本拠地である西スマトラ州でのみ適用されるものであり、現在、母系（母系制）に基づく相続制度を採用していない地域においては、ミナンカバウの相続制度を使用しないことが望まれるからである。
2. 松市在住のミナンカバウの人々は、築き上げてきた絆を大切にし、維持し続けるよう求めます。たとえミナンカバウ族の人々が異文化の習慣を持つ都市へ移住し定住したとしても、ミナンカバウの人々は生まれ故郷を決して忘れることはありません、遺産の分配においても同様である。紛争の解決にあたっては、家族間の争いを招かないよう、一貫して家族愛の原則を最優先する。

参考文献

- Anwar Chairul, *Hukum Adat Indonesia Meninjau Hukum Adat Minangkabau*, Rieneka Cipta, Jakarta, 1997
- Ashshofa, Burhan, *Metode Penelitian Hukum*, Rineka Cipta, Jakarta, 2001
- Hajati Sri dkk, *Buku Ajar Hukum Adat*, Prenadamedia Group, Jakarta, 2018
- Hadikusuma Hilman, *Hukum Waris Adat*, PT Citra Aditya Bakti, Bandung, 2015
- Hilman Hadikusuma, *“Hukum Waris Indonesia menurut Perundangan, Hukum Adat, Hukum Agama Hindu-Islam”*, PT. Citra Aditya Bakti, Bandung, 1991
- Haar Ter, *Asas-Asas dan Susunan Hukum Adat*, terjemahan Subakti Pusponoto, Pradnya Paramita, Jakarta, 1950
- John W Creswell, *Research Design Qualitative, Quantitative, and Mixed Methods Approaches, Second Edition*, California : Sage Publication. 2003
- Kato, Tsuyoshi. *Adat Minangkabau dan merantau dalam perspektif sejarah*.
PT Balai Pustaka, 2005
- P.N.H. Simanjuntak, *Hukum Perdata Indonesia*, Predanamedia Group, Jakarta, 2018
- Syarifuddin Amir, *Pelaksanaan Hukum Kewarisan Islam Dalam Lingkungan Adat Minangkabau*, Gunung Agung, Jakarta. 1984
- Soepomo, “Bab-Bab Tentang Hukum Adat” , Penerbitan Universitas, 1967
- Soepomo, *Bab-bab Tentang Hukum Adat, Pradnya Paramitha*, Jakarta, 2007
- Soekanto Soerjono, *Hukum Adat Indonesia*, PT. RajaGrafindo Persada,

Jakarta,
2008,

Soepomo, *Bab-bab tentang Hukum Adat*, Jakarta : Pradya Paramita, 2000

Thalib Sajuti, *Hukum Kekeluargaan Indonesia*, Y.P.Universitas
Indonesia,

1974

Wignjopuro Surojo, *Pengantar dan Asas-Asas Hukum Adat*, Bandung:Alumni,
1997

Wignjodipoero Soerojo, *Pengantar dan Asas-Asas Hukum Adat*, CV Haji
Masagung, Jakarta, 1988

Westenenk, L. C. . *De Minangkabausche Nagari*. Weltevreden: Visser. 1918

Yaswirman , *Hukum Keluarga: Karakteristik dan prospek Doktrin
Islam*

dan Adat Dalam Masyarakat Materilineal Minangkabau, Rajawali Pers, 2007

Ahmad fakhri Hutaaruk & Dwi Rizky Adelina “*Kota Maksum : Dalam
Lintas Sejarah 1905-1946*” Jurnal Crikserta, Volume 5, Nomor 10.
2016

Yushar “ *Pemukiman Elit Kesultanan Deli*” Puteri Hijau Vol. 4. No. 1.
2019.